

鬼北町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例施行規則

令和6年鬼北町規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、鬼北町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例(令和6年鬼北町条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(事前協議等)

第3条 条例第7条第1項の規定による事前協議は、発電事業に着手する90日前までに次に掲げる書類を提出して行うものとする。

(1) 太陽光発電事業事前協議書(様式第1号。以下「事前協議書」という。)

(2) 位置図

(3) 土地利用計画図(縮尺1/1,000以上)

(4) 工作物設計図(平面図、立面図又は横断面図)

(5) 地籍図(地番、地目、所有者等を記入したものとする。)

(6) 発電事業に着手する前の現況写真

(7) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、事前協議書を受理した場合は、その内容を審査し、当該発電事業に係る協議すべき事項を取りまとめ、太陽光発電事業事前協議書受理の通知書(様式第2号)により、事業者へ通知するものとする。

3 事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、協議すべき事項がある関係部署及び関連機関とそれぞれ協議を行い、書面により協議を完了した旨の報告をしなければならない。

4 条例第7条第2項の規則で定める日は、発電事業に着手する60日前の日とする。ただし、事業内容の変更申請手続は、変更の30日前までに行うものとする。

5 前項の申請手続は、太陽光発電事業(新設・変更)届出兼審査依頼書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 太陽光発電事業計画書(様式第4号。以下「事業計画書」という。)

(2) 法人の登記簿謄本(事業者が法人の場合)

(3) 住民票抄本(事業者が個人の場合は、住民票抄本)

(4) 位置図

(5) 土地利用計画図(計画平面図、計画縦断面図、計画横断面図等)

(6) 工作物設計図(平面図、立面図又は横断面図)

(7) 地籍図(地番、地目、所有者等を記入すること。)

(8) 誓約書(様式第5号)

(9) 太陽光発電事業説明会等報告書(様式第6号。以下「説明会等報告書」という。)

(10) 同意書(様式第7号)

(11) 発電事業に着手する前の現況写真

(12) その他町長が必要と認める書類

6 事業者は、前項の申請手続について、正本及び副本を各1部作成し、町長へ提出するものとする。

(近隣住民等への説明会の範囲)

第4条 条例第8条第1項に規定する近隣住民等への説明会を対象とする範囲は、再生

可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「特別措置法施行規則」という。）第4条の2の3第2項第1号に規定する範囲とする。ただし、町長が必要と認める場合は、この範囲以外も指定することができる。

（近隣住民等への説明会の事前周知）

第5条 条例第8条第1項に規定する近隣住民等への説明会の事前周知は、特別措置法施行規則第4条の2の3第2項第2号の規定により実施するものとする。

（説明会の報告）

第6条 条例第8条第2項に規定する報告は、説明会等報告書により行うものとする。

（事前協議の内容の変更）

第7条 事前協議の内容に変更が生じた場合は、当該変更の内容について、町長と協議しなければならない。

2 第3条の規定は、前項の事前協議の内容の変更に係る協議について準用する。

（審査等）

第8条 町長は、第3条第5項の規定により事業計画書を受理した場合は、その内容を審査し、その結果を太陽光発電事業審査結果通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（設置基準）

第9条 条例第9条第1項第3号に規定する規則で定める基準は、別表に定めるとおりとする。

（着手等の届出）

第10条 条例第10条の規定による届出は、太陽光発電事業工事届出書（着手・完了・廃止・中止・再開）（様式第9号）により行うものとする。

（地域の承継）

第11条 条例第13条第1項の規定による地位の承継は、太陽光発電事業承継申請書（様式第10号）により行うものとする。

（許可の取消し）

第12条 町長は、条例第15条の規定により許可の取消しを行うときは、太陽光発電事業許可取消通知（様式第11号）により事業者へ通知するものとする。

（身分証明書）

第13条 条例第16条第2項に規定する身分を示す証明書は、太陽光発電事業立入調査職員証（様式第12号）とする。

（指導、助言又は勧告並びに報告）

第14条 条例第17条第1項の指導、助言又は勧告は、太陽光発電事業指導等通知書（様式第13号）により行うものとする。

2 事業者は、前項の通知書を受けたときは、太陽光発電事業指導等処理状況報告書（様式第14号）により報告するものとする。

(公表)

第15条 条例第18条第2項に規定する事前の公表通知は、太陽光発電事業事前の公表通知書(様式第15号)により行うものとする。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

別表(第9条関係)

1 太陽光発電設備の設置に伴う災害の発生の防止に関する事項に係る基準

(1) 地盤の安定性の確保

事業区域又はその周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出その他の災害を防止するため、都市計画法(昭和43年法律第100号)、森林法(昭和26年法律第249号)その他関係法令の規定に準じて地盤の安定性を確保すること。

(2) 排水施設の設置

事業区域内の雨水を含む地表水その他の水が適切に排出されるよう、都市計画法、森林法その他関係法令の規定に準じて排水施設を設置すること。

(3) 工事中における災害の発生の防止

太陽光発電設備の設置に係る当該工事中における災害の発生の対策として、工事を行う場所の気象、地形、地質その他の自然条件及び周辺の環境その他の事情を考慮し、適切な工事時期及び工法によること。

2 太陽光発電設備の構造の安全性に関する事項に係る基準

太陽光発電設備については、電気事業法(昭和39年法律第170号)第39条第1項に規定する技術基準に基づき、安全性を確保すること。

3 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境及び生活環境の保全に関する事項に係る基準

(1) 森林又は緑地を含む土地に設置する太陽光発電設備において、樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。

(2) 切土等により事業区域内に法面又は擁壁が生ずる太陽光発電設備にあつては、当該法面又は擁壁に、緑化その他の方法による修景を適切に行うこと。

(3) 事業区域の境界部分については、植栽、塀、柵その他の工作物の設置により、適切な遮蔽又は緩衝の措置を行うこと。

(4) 太陽電池モジュールについては、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないように、低反射性のものを使用し、位置、傾斜角度その他の設置の方法について、十分に配慮すること。

(5) パワーコンディショナーその他の附帯設備については、事業区域の周辺の居住環境に対する騒音又は振動による影響の低減を図るため、その配置、構造又は設備に関し、適切な措置を行うこと。

4 太陽光発電設備の維持管理の方法に係る基準

(1) 太陽光発電設備の適切な保守点検及び維持管理を行うこと。

- (2) 太陽光発電設備が適切に維持管理されるよう、計画的に資金を積み立てること等により、費用を確保すること。
 - (3) 事業終了後に太陽光発電設備が適切に撤去されるよう、計画的に資金を積み立てること等により、費用を確保すること。
- 5 発電事業を廃止した後の事業者の責任において行う措置に関する事項に係る基準
- (1) 不要となった太陽光発電設備を速やかに撤去すること。
 - (2) 不要となった太陽光発電設備の撤去により生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関係法令に従い、適正な処理を行うこと。
 - (3) 事業区域であった土地について、整地、緑化、修景その他災害の発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全のために必要な措置を行うこと。

太陽光発電事業事前協議書

年 月 日

鬼北町長 様

事業者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
電話（.....）.....



鬼北町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例第7条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり協議します。

記

1 事業名	
2 事業区域の所在地	鬼北町大字
3 事業区域の面積及び 現況地目	面積 m ² 現況地目 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 想定発電出力	kw
5 想定年間発電量	kwh/年
6 工事予定年月日	着手： 年 月 日 完了： 年 月 日
7 事業者	住所 氏名 連絡先
8 設計者	住所 氏名 連絡先

太陽光発電事業事前協議書受理の通知書

第 号
年 月 日

様

鬼北町長



年 月 日付けで届出のあった太陽光発電事業事前協議書を受理したので、鬼北町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例第7条第2項の規定により、事業計画書の申請手続きをお願いします。

記

1 事業名	
2 事業区域の所在地	鬼北町大字
3 協議すべき事項	・事業区域内において、関係法令等に該当する土地が含まれるか調査を行い、含まれる場合は、関係各課及び関係機関とそれぞれの協議を行い、書面（任意）により協議を完了した旨の報告をしてください。

太陽光発電事業（新設・変更）届出兼審査依頼書

年 月 日

鬼北町長 様

事業者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）



.....
電話（.....）.....

鬼北町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例第7条第2項の規定により、次の関係書類を添えて申請いたします。なお、本事業に関する問題等が発生した場合は、事業者において責任をもって解決します。

記

1 事業名	
2 事業区域の所在地	鬼北町大字
3 事業区域の面積及び現況地目	面積 m ² 現況地目 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 想定発電出力	kw
5 想定年間発電量	kwh/年
6 工事予定年月日	着手： 年 月 日 完了： 年 月 日
7 添付書類	<input type="checkbox"/> 太陽光発電事業計画書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 法人の登記簿謄本（事業者が法人の場合） <input type="checkbox"/> 住民票抄本（事業者が個人の場合） <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 土地利用計画図（計画平面図、計画縦断図、計画横断図等） <input type="checkbox"/> 工作物設計図（平面図、立面図又は横断面図） <input type="checkbox"/> 地籍図（地番、地目、所有者等を記入すること。） <input type="checkbox"/> 誓約書（様式第5号） <input type="checkbox"/> 太陽光発電事業説明会等報告書（様式第6号） <input type="checkbox"/> 同意書（様式第7号） <input type="checkbox"/> 発電事業に着手する前の現況写真 <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類 ・他の法令等に係る許可等の写し ・事業の実施に係る契約書の写し（事業契約書、土地等賃借契約書等） ・発電設備の撤去に係る誓約書（別紙1）

- 備考
- 1 該当するものに印を付けてください。
 - 2 発電設備を設置することにより影響を受ける団体又は個人がいる場合、承諾書（別紙2）を添付してください。対象者がいない場合は、不要です。
 - 3 事業内容の変更の場合にあつては変更前の届出兼審査依頼書及び事業計画書並びに当該変更に係る関係書類を、事業者の変更の場合にあつては事業者が変更されたことを証する書類を添付してください。

発電設備の撤去に係る誓約書

年 月 日

鬼北町長 様

事業者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
電話（.....）.....



年 月 日に発電事業を開始する予定である下記場所に所在する発電設備について、その発電事業を廃止する際には、鬼北町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例施行規則別表の5で定めた基準に基づき、その発電事業の廃止後における発電設備の撤去及び処分を適正に行い、かつ、発電設備用地の跡地について、整地、緑化、修景その他災害の発生防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全のために必要な措置を講じることを確約します。

記

発電設備の所在地	鬼北町大字
----------	-------

承 諾 書

下記事業者が行う発電設備の設置及び管理について、説明を受け、支障がないため承諾します。

- 1 使用者
- 2 使用区域
- 3 施工場所
- 4 使用目的
- 5 承諾の条件等

年 月 日

住所

氏名 印

電話 (.....) -

本書のとおり遵守し、発電設備に関し問題が生じた場合は、私の責任において解決いたします。

事業者 住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

.....
氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

..... 印
電話 (.....) -

太陽光発電事業計画書

事業名	
1 事業者の住所、氏名 及び電話番号	住所 氏名 電話番号 (.....) -
2 現場管理者の住所、氏名 及び電話番号	住所 氏名 電話番号 (.....) -
3 事業区域の所在地	鬼北町大字
4 事業区域の面積及び 現況地目	面積 m ² 現況地目 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> その他 (.....)
5 想定発電出力	kw
6 想定年間発電量	kwh/年
7 汚水・雨水等 排水処理施設の内容	
8 汚水・雨水等 排水放流先	
9 関係法令	<input type="checkbox"/> 景観法 <input type="checkbox"/> 森林法 <input type="checkbox"/> 農地法 <input type="checkbox"/> 自然公園法 <input type="checkbox"/> 文化財保護法 <input type="checkbox"/> 都市計画法 <input type="checkbox"/> その他 (.....)
10 禁止区域の該当	有 ・ 無 ※鬼北町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例第6条第2項第1号 から第7号まで
11 説明会等開催日時 及び場所	日時： 年 月 日 時から (回目) 場所：
12 説明会参加人数	人 (回目)
13 発電設備の撤去 及び現状回復	撤去に係る費用： 確保の方法： 現状回復方法：
14 防災、環境保全 及び維持管理等の計画	防災計画： 環境保全配慮の計画： 発電期間の維持管理計画：
15 その他特記事項	

備考 には、該当するものに印を記入してください。

鬼北町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例施行規則別表で定める基準の遵守事項

1 太陽光発電設備の設置に伴う災害の発生の防止に関する事項に係る基準

- 地盤の安定性の確保
- 排水施設の設置
- 工事中における災害の発生の防止

1 の計画内容

2 太陽光発電設備の構造の安全性に関する事項に係る基準

- 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 39 条第 1 項に規定する技術基準に基づき、安全性を確保すること。

2 の計画内容

3 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境及び生活環境の保全に関する事項に係る基準

- 森林又は緑地を含む土地に設置する太陽光発電設備において、樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。
- 切土等により事業区域内に法面又は擁壁が生ずる太陽光発電設備にあつては、当該法面又は擁壁に、緑化その他の方法による修景を適切に行うこと。
- 事業区域の境界部分については、植栽、塀、柵その他の工作物の設置により、適切な遮蔽又は緩衝の措置を行うこと。
- 太陽電池モジュールについては、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないよう、低反射性のものを使用し、位置、傾斜角度その他の設置の方法について、十分に配慮すること。
- パワーコンディショナーその他の附帯設備については、事業区域の周辺の居住環境に対する騒音又は振動による影響の低減を図るため、その配置、構造又は設備に関し、適切な措置を行うこと。

3 の計画内容

4 太陽光発電設備の維持管理の方法に係る基準

- 太陽光発電設備の適切な保守点検及び維持管理を行うこと。
- 太陽光発電設備が適切に維持管理されるよう、計画的に資金を積み立てること等により、費用を確保すること。
- 事業終了後に太陽光発電設備が適切に撤去されるよう、計画的に資金を積み立てること等により、費用を確保すること。

4の計画内容

5 発電事業を廃止した後において行う措置に関する事項に係る基準

- 不要となった太陽光発電設備を速やかに撤去すること。
- 不要となった太陽光発電設備の撤去により生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関係法令に従い、適正な処理を行うこと。
- 事業区域であった土地について、整地、緑化、修景その他災害の発生防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全のために必要な措置を行うこと。

5の計画内容

備考 には、該当するものに印を記入し、項目の計画内容を記入してください。

誓 約 書

年 月 日

鬼北町長 様

事業者 住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

.....
氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....
電話 () -



私(私たち)は、鬼北町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例第9条第1項第1号アに該当しないことを誓約します。

太陽光発電事業説明会等報告書

1 事業名		
2 説明会開催日・場所	開催日： 年 月 日 (回目) 場 所：	
3 事業説明者氏名		
4 近隣住民等 参加者人数 参加者は、別紙3のと おり		
5 説明会の概要		
6 近隣住民等からの意見及び要望	意見及び要望への対応及び措置方法	
7 添付書類	説明会資料一式	

上記報告については、説明会の内容・意見・要望と相違ありません。

鬼北町長 様

年 月 日

事業者

住 所

氏 名

電 話

印

年 月 日

近隣住民等の代表者

住 所

氏 名

電 話

印

同 意 書

事業者 様

事業名_____について、貴社の説明を受け、次の事項を遵守することを条件として同意します。

- 1 本事業に起因して第三者に損害を与え、又は障害が生じたときは、事業者の責任において解決すること。
- 2 本施設は、事業者が責任を持って維持管理し、破損及び障害が生じたときは、事業者の責任と負担において速やかに処置すること。また、発電事業を中止し、又は廃止するときは、事業終了後直ちに発電設備を撤去すること。
- 3 第三者からの苦情、不服等により紛争が生じたときは、事業者の責任において解決すること。

4 その他条件

年 月 日

近隣住民等の代表者

住 所

氏 名

Ⓜ

電話番号

本書のとおり遵守し、_____事業に関し問題が生じたときは、私の責任において解決します。

事業者

住 所

氏 名

Ⓜ

電話番号

※同意条件は、近隣住民等と事業者で協議して決定するものとする。

太陽光発電事業審査結果通知書

第 号
年 月 日

様

鬼北町長



年 月 日付けで申請のあった発電事業について、次のとおり決定したので、鬼北町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例第9条の規定により次のとおり通知します。

記

1 事業名	
2 事業区域の所在地及び面積	所在地：鬼北町大字 面積： m ²
3 想定発電出力	kw
4 想定年間発電量	kwh/年
5 事業の可否	許 可 ・ 不許可
6 発電事業に関し、許可に付する条件又は許可しない理由	許可に付する条件 鬼北町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例施行規則第9条の規定を継続的に遵守すること。

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鬼北町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、鬼北町を被告として（訴訟において鬼北町を代表する者は、鬼北町長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

太陽光発電事業工事届出書(着手・完了・廃止・中止・再開)

年 月 日

鬼北町長 様

事業者 住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

.....
氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....
電話() -



年 月 日付け 第 号で通知のあった太陽光発電事業について、鬼北町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例第10条の規定により、(着手・完了・廃止・中止・再開)したので次のとおり届け出ます。

1 事業名	
2 事業区域の所在地及び面積	所在地：鬼北町大字 面積： m ²
3 着手・完了・廃止・中止・再開の年月日	年 月 日
4 発電設備の撤去予定日	
5 工事の中止・再開・廃止の理由	

添付書類

着手又は再開 工事工程表

中止又は完了 工事写真(施工前、施工中及び施工後のもの)

廃止 廃止前の現況写真及び廃止後の措置を示した平面図等の資料を添付してください。

太陽光発電事業承継申請書

年 月 日

鬼北町長 様

事業者 住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

.....
氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....
電話 (.....) -



鬼北町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例施行規則第11条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 許可番号	第 号		
2 許可年月日	年 月 日		
3 承継の対象となる事業計画	事業区域の所在地	鬼北町大字	
	発電開始の有無	<input type="checkbox"/> 発電開始前 <input type="checkbox"/> 発電開始後 (運転開始日 年 月 日)	
4 承継の内容	承継年月日		
	被承継者	氏名 又は名称	
		住所	
	原因		
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 太陽光発電事業計画書 (様式第4号) ※項目9番から12番までは記載不要 <input type="checkbox"/> 法人の登記簿謄本 (事業者が法人の場合) <input type="checkbox"/> 住民票抄本 (事業者が個人の場合) <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 土地利用計画図 (計画平面図、計画縦断図、計画横断図等) <input type="checkbox"/> 工作物設計図 (平面図、立面図又は横断面図) <input type="checkbox"/> 地籍図 (地番、地目、所有者等を記入すること。) <input type="checkbox"/> 誓約書 (様式第5号) <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類		

太陽光発電事業許可取消通知

第 号
年 月 日

様

鬼北町長



年 月 日付け 第 号にて許可（変更許可）した発電事業について、鬼北町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例第 15 条の規定により、下記のとおり許可（変更許可）を取り消すことを通知します。

記

1 事業名	
2 事業区域の所在地及び面積	所在地：鬼北町大字 面積： m ²
3 想定発電出力	kw
4 取消しの理由	

（教示）

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鬼北町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する判決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、鬼北町を被告として（訴訟において鬼北町を代表する者は、鬼北町長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（表面）

第	号	
所	属	
職	・氏名	
太陽光発電事業立入調査職員証		
この証明書を携帯する者は、鬼北町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例（令和6年鬼北町条例第●号）第16条に規定する立入調査を行う職員である。		
年	月	日交付
鬼北町長		印

（裏面）

鬼北町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例（令和6年鬼北町条例第●号）（抄）

（立入調査等）

第16条 町長は、この条例の施行に関し必要な限度において、職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

太陽光発電事業指導等通知書

第 号
年 月 日

様

鬼北町長



鬼北町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例第17条第1項の規定により、次のとおり【指導・助言・勧告】します。

なお、今後も同条例を遵守しない場合は、同条例に基づきその事実を公表するとともに、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づき経済産業省に対して、その事実を報告することがあります。

記

1 事業名	
2 事業区域の所在地 及び面積	所在地：鬼北町大字 面積： m ²
3 想定発電出力	kw
4 【指導・助言・勧告】の理由	
5 【指導・助言・勧告】の内容	

太陽光発電事業指導等処理状況報告書

年 月 日

鬼北町長 様

事業者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....
電話（.....）.....
.....



年 月 日付け 第 号で【指導・助言・勧告】のあつた発電事業について、鬼北町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例第17条第2項の規定により、次のとおり処理の状況を報告します。

記

1 事業名	
2 事業区域の所在地及び面積	所在地：鬼北町大字 面積： m ²
3 想定発電出力	kw
4 【指導・助言・勧告】に対する処理の状況	

太陽光発電事業事前の公表通知書

第 号
年 月 日

様

鬼北町長



鬼北町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例第18条の規定により次のとおり通知します。

1 事業名	
2 事業区域の所在地 及び面積	所在地：鬼北町大字 面積：
3 想定発電出力	kw
4 公表の内容	
5 公表予定日	年 月 日
6 公表の理由	

※ 上記について不服があるときは、年 月 日までに鬼北町長に弁明書の提出がで
きます。